



中小企業・小規模事業者を 応援します！

～経営に役立つ税制をご紹介します～

詳しい情報は、中小企業庁ホームページや中小企業庁が委託して運営する支援ポータルサイト「ミラサポ」でもご覧いただけます。



ミラサポ

検索

※ 本資料は、平成26年1月現在の税法に基づいて作成されていますが、☆がついている税制については平成25年12月24日閣議決定の「平成26年度税制改正の大綱」の内容に基づき作成されています。

設備や研究開発の投資を後押しします

☆ 中小企業投資促進税制（大きい投資を考えている方）

- 工業会等で生産性向上に資することを証明した設備等（※）への投資を対象とした税制優遇制度について、下記①～③の上乗せ措置があります。
（産業競争力強化法施行日（平成26年1月20日）から平成28年度末まで使えます。）
 - ①初年度100%償却できるようになります（通常は30%）。
 - ②個人事業主や資本金3,000万円以下の小規模な事業者が税額控除を選択する場合、控除割合が7%から10%になります。
 - ③資本金3,000万円超1億円以下の中小企業も税額控除(7%)を選択できるようになります（通常は税額控除を利用できません。）。
- 製造業だけでなく、飲食店などの商業・サービス業でもご利用いただけます。
例) パン屋さんがパン生地を作るために導入したミキサー

※機械装置（NC旋盤、ミキサーなど）は160万円以上、器具備品（サーバー、デジタル複合機など）は120万円以上等、最低価額の要件等があります。

商業・サービス業活性化税制 （中規模の投資を考えている方）

- 商業・サービス業を営む方々が、商工会議所・商工会等のアドバイスを受けて投資をした設備（※）について、30%の償却費の追加か、7%の税額控除を受けられます。（今すぐ使え、平成26年度末まで使えます。）

※器具備品（ショーケース、POSレジなど）は30万円以上、建物附属設備（洋式トイレ、自動ドアなど）は60万円以上の最低価額の要件があります。

☆ 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 （小さい投資を考えている方）

- 30万円未満の全ての減価償却資産（建物、機械装置、器具備品、工具、ソフトウェア等）を取得した際に、初年度100%償却ができます。
（今すぐ使え、平成27年度末まで使えます。）

☆ 研究開発税制（R&D税制）

- 研究開発プロジェクトに従事する研究者の人件費などの試験研究費について、①に加えて、②か③いずれかの税制優遇措置が受けられます。
 - ①試験研究費総額の12%を税額控除
 - ②試験研究費の増加額の最大30%を税額控除
 - ③試験研究費のうち売上高の10%を超える部分について税額控除（試験研究費の売上高に占める割合に応じて控除割合は変わります）

（①は今すぐ使え、適用期限はありません。②は今すぐ使えますが、平成25年度は5%の控除であり、最大30%に改組されるのは平成26年度からとなり、平成28年度末まで使えます。③は今すぐ使え、平成28年度末まで使えます。）

いろいろな場面を税制で支援します

☆ 新しく従業員を雇った (雇用促進税制)

- ハローワークに、新しく従業員を雇う計画(雇用促進計画)を提出して、従業員を雇うと、その増加した従業員1人あたり40万円の税額控除を受けられます。(今すぐ使え、平成27年度末まで使えます。)

※この税制措置の適用を受けるためには、従業員2人以上増加させること、従業員増加割合(今年度の従業員の増加数÷前年度の従業員数)が10%以上となっていること、などの要件があります。

☆ 従業員に支払う給料を増やした (所得拡大促進税制)

- 給与等(※1)の支払総額について、基準年度(適用一年目の前事業年度)の給与等の支給総額と比べて2%(※2)以上増加させ、かつ、前事業年度に比べて給与等の支給総額、及び従業員一人当たり平均支給額が増加している等の要件を満たした場合、基準年度からの給与等支給増加額の10%の税額控除を受けられます。

※1 給与等には、賃金、賞与、残業手当などが含まれます。

※2 この税制措置は、今でも使うことが可能で、平成29年度末までに開始する各事業年度について使うことができますが、適用に当たって要件となる基準年度の給与等の支払総額からの増加割合は、適用年度により以下のとおり変わりますのでご注意ください。
適用1~2年目：2%、適用3年目：3%、適用4~5年目：5%

☆ お得意様と会食した、慶弔費を支出した (交際費等課税の特例)

- お得意様との会食などの交際費等について、中小企業・小規模事業者に限って、①支出した交際費等の800万円まで、②支出した飲食費の50%のどちらか有利な方を選択して、経費にすることができます。

(①は今すぐ使え、平成27年度末まで使えます。②は平成26年度から使え、平成27年度末まで使えます。)

- ※1 交際費等には、お得意様の接待費や、お得意様への慶弔費なども含まれています。
ただし、一人当たり5,000円以下の飲食費については、本特例とは別に経費とすることができます。
- ※2 なお、②の飲食費については支出の上限はありません。

事業の円滑なバトンタッチを支援します

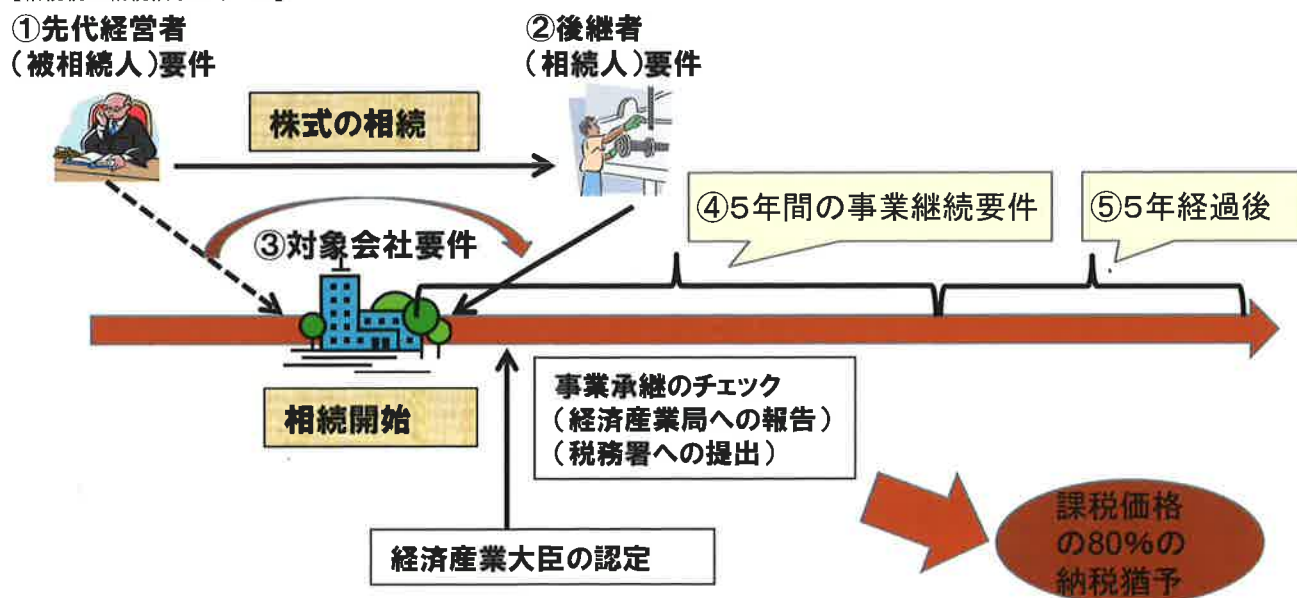
今の経営者が子供などの後継者に経営のバトンタッチを行うことを「事業承継」といいます。

事業承継は、いざ、という時のために、早い段階から計画を立てて、上手に税制を活用することがポイントです。

事業承継税制 (今すぐ使え、適用期限はありません。)

- 子供などの後継者が、先代経営者から、相続や贈与により非上場株式をもらった場合、その80%分(贈与は100%分)の納税が猶予されます。

【相続税の納税猶予スキーム】



※平成27年1月以降の相続や贈与から、以下のようにこの税制の適用要件が緩和されます。

- ・ 後継者は先代経営者の親族限定 → 親族外の事業承継も対象に
- ・ 雇用8割以上5年間「毎年」維持 → 5年間「平均」8割以上でOK
- ・ 先代経営者は「役員」を退任 → 役員として続投可能に (代表者退任のみ)

小規模宅地等の特例 (今すぐ使え、適用期限はありません。)

- 事業に用いられている土地等を相続により受け継いだ場合には、その土地の評価額が最大で80%減額されます。

※事業に用いられている土地は400㎡までが80%の減額の対象です。また平成27年1月から、事業に用いられている土地の減額と、別枠で居住に用いられている土地 (330㎡) の80%減額が認められます。